The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	＜翻訳＞フランス倒産法概説（一）
Author(s)	モンセリエ ボン, マリー エレーヌ; 荻野, 奈緒; 齋藤, 由起
Citation	阪大法学. 2015, 65(4), p. 157-171
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/75456
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

フランス倒産法概説（一）

マリー＝エレーヌ　モンセリエ＝ボン
荻野　奈緒・齋藤　由起／共訳

＊本稿は、マリー＝エレーヌ モンセリエ＝ボン（Marie-Hélène Monsèrié-Bon）トゥールーズ第一大学教授が、京都大学でのフランス倒産法の入門講義のために準備された原稿の翻訳に、同教授の許可を得て、一部加筆修正を加えたものである。講義は、二〇一四年五月一九日、六月九日、同月三〇日、七月一四日の四回にわたって行われ、講義後には、講義参加者との間で活発な質疑応答が行われた。この講義は、トゥールーズ第一大学と提携関係にある大阪大学大学院高等司法研究科の外国人招聘研究員として二〇一五年二月から八月まで大阪大学に滞在中であったモンセリエ＝ボン教授が、京都大学大学院法学研究科の横山美夏教授からの依頼を快諾し、実現したものである。

京都大学への招聘は、京都大学大学院法学研究科の「グローバル化に対応した今後の法学教育を支える実定法研究者養成拠点の形成」プログラムの一環として実現した。また、本翻訳の作成にあたっては、横山教授及び同志社大学大学院司法研究科の徳田和幸教授に多くの貴重な助言をいただいた。両教授の格別のご配慮に心より御礼を申し上げたい。もっとも、翻訳に誤りがある場合、その責任は全て訳者らにあることはいうまでもない。

第一章　フランス倒産法の概要
第一節　はじめに
第二節　倒産法から経営難の企業に関する法へ
第三節　経営難の企業に関する法の現代的展開
第四節　フランスの現行制度の概要（以上本号）
第二章　救済手続
第三章　裁判上の更生手続
第四章　裁判上の清算手続

第一章　フランス倒産法の概要

第一節　はじめに

1　常に存在する現象

経済活動が出現して以来、経営難の企業は存在し、それを扱う法も存在している。その法は、当初は単純なものであったが、今日では極めて技術的なものとなっている。この法の主たる目的は、企業及び経済活動を保護することにある。その法は商事法の一分野であり[1]、当然のことながら、経済状況に大きく影響される。例えば、とりわけヨーロッパの多くの国の経済は、数年来、困難に直面しており、その困難は、二〇〇八年の世界的経済危機以降、さらに増大している。このような経済的困難は、企業及び個人に直接的に影響を及ぼしており、かつ、両者の間には明らかに相互作用がある。というのも、一方で、消費の減少は企業活動や企業活動の結果に影響を及ぼす。また、他方で、企業の消滅や企業が実施する雇用調整計画（plan social）は、雇用を失わせ、

過剰債務状態に陥り得る個人を不安定にするのである。

2　経済的破綻　このグローバルな現象は、経済的破綻（défaillance économique）に関する法を構成し、何十年も前から、立法者の注意を引いてきた。今日では、大多数の国家が、企業や個人が直面する経済的困難の回避及び処理の一方又は双方を目的とする規律を備えている。そして、この分野において特に法技術の最先端をいくようにみえるフランス法は、とりわけEUのなかで、参照対象になっている。

3　二元性　ここで注意しなければならないのは、自然人の経済的困難を扱うフランスの制度は二元的だということである。一方で、自然人が商業、手工業、農業又は自由業を営んでいるとき、その者は、必然的に、商法典第六編（livre）の定める倒産手続に服する。そして、この場合に開始される手続は、有限責任個人企業家（EIRL）の場合を除き、当該事業者の負債全体、つまり、事業上の消極財産と個人の消極財産の双方を対象とする。他方で、過剰債務を負う消費者は、消費法典の定める手続に服する。消費法典L．三三〇―一条は、「自然人の過剰債務状況は、誠実な（de bonne foi）債務者が弁済期の到来した又は期限の到来する非事業上の負債の全体を支払うことが明らかに不可能であることによって性質づけられる。誠実な自然人が個人事業主又は会社の負債を保証し又は連帯して弁済する約務を果たすことが明らかに不可能であることもまた、過剰債務状態を性質づける」と規定する。このように、フランス法は日本法にはみられない〔事業上の負債と非事業上の負債という〕区別を行っているが、この区別によって、経済的困難の処理は、債務負担の性質及び債務者の状況によりよく適合したものとなるはずである。もっとも、この区別は、〔どちらのルールに服するのかという〕範囲の画定の問題を生じさせる。そして、

今日において、一定数の債務者は、経済的に困難な状況にある債務者を助けるためのルール群のいずれにも服さない。そのため、一定の論者は、このような区別は一定の債務者をその金銭難の只中に放置することになるとして、その限界を指摘している。会社の内部で働く自由業者は、そのような債務者の例である。このような自由業者は、独立して自由業を営んでいない〔から、企業に該当せず、商法典の定める倒産手続の適用を受けない〕が、その消極財産（社会保険料、事業上の分担金等）はしばしば事業上の消極財産と性質づけられる〔から、非事業上の負債を対象とする消費法典の定める過剰債務処理手続の適用も受けない〕。

4　いくつかの数字　景気の低迷が続く現在、経済的破綻の数は多いままである。すなわち、二〇一三年に開始した企業に関する倒産手続は、最大に見積もって六万二〇〇〇件であり、同年に開始した個人（消費者）に関する過剰債務処理手続は、二二万三〇〇〇件である。ここで明確にしておかなければならないのは、これらの企業の大半が消滅するであろうということである。というのも、利用される手続のうち大多数は、裁判上の清算手続なのである。倒産手続の九〇パーセントは裁判上の清算手続である。裁判上の清算手続が直ちに開始されることもあるし、救済手続又は更生手続といった他の手続が裁判上の清算手続に移行することもある。

5　道具箱　現在適用可能なフランス法は、長期間に及ぶ重要な発展の成果である。この発展によって、当初は主に制裁を加える法であったものが、企業の維持に向けられた現代的な法となった。現在では、その法の目的は法的というよりもむしろ経済的なものであり、法は企業を再建するための手段すなわち道具となっている。それゆえ、法は、企業に対して、最も良い条件でその経営難を解決することを可能にする道具箱を与えるものだと考えられて

いる。

第二節　倒産法から経営難の企業に関する法へ

6　用語法　法学において、用語法は非常に重要であり、このことは、経営難の企業に関する法にもあてはまる。この法は、倒産法（droit de la faillite）という呼称から集団的手続に関する法（droit des procédures collectives）という呼称を経て、今日では、経営難の企業に関する法（droit des entreprises en difficulté）という現代的な呼称となった。この呼称は、この問題を扱う商法典第六編の表題として採用されている。右の様々な呼称は、単なる言葉遣いの違いにとどまらず、その法に割り当てられた目的が法の発展に伴って変化してきたことを表している。

一　倒産法――債務者に対する制裁

7　起源　倒産法の起源は古く、少なくとも中世には、倒産法の痕跡がみられる。中世は大規模な定期市の時代であり、多くの経済的交換がなされ、経済的破綻も存在した時代であった。伝統的には、近代的な商法の萌芽がみられるのはこの時代だとされる。倒産の分野では、主に、フロード（欺くという意味のラテン語 fallere に由来する）の観念を援用することで、債務を履行しない債務者に制裁を加えるという発想がとられていた。したがって、倒産法は、当初、主に債務者の行為態様を問題とするものであり、緑の帽子の着用や〔ガレー船での〕漕役刑といった不名誉な制裁が、債務者に対して宣告された。

8　債権者の利益　倒産法に関するこの最初の見方は確かに限定的なものである。もっとも、その後、債務者の行為態様の考慮のほかに、債権者の命運への関心が加わるようになった。そのため、法文のなかに、債権者の権利の保護やその債権の弁済という新たな関心事が現れるようになった。一八〇七年の商法典の制定以前の一連の法文が、消極財産の弁済を保障するために、債務者がその財について有する権限を制限していることは、このような〔債権者の権利の保護や債権の弁済に配慮すべきだという〕意思の表れである。

二　集団的手続に関する法

9　債権者のための手続　このような〔債務者に対する制裁と債権者の保護という〕両面性をもつ最初の時期の後、法は、債務者が経済的に行き詰ったことがフロードによるものであるか否かに関わらず、債権者の命運に大きな関心を寄せるようになった。民法においては、早い者勝ち（prix de la course）が原則であるが、同原則によれば、企業がその消極財産を支払うことができないときは、債権者は満足を得ることができない。それゆえ、企業の信用を維持するために、債権者（優先債権者及び一般債権者）の個別の状況を考慮することを可能とするような、弁済に関する集団的手続を設けることが適切であると考えられた。経営難の企業の命運がどのように扱われるかによって、当該企業の信用ひいてはその活動に直接的な影響を与えることは疑いない。そして、その影響の大きさは、債権者、とりわけ金融機関をどの程度保護するかに左右される。重要な法文は、一九六七年七月一三日の法律である。この法律によって、古い法との決別が開始された。というのも、この法律は、倒産の申立て（dépôt de bilan）は必ずしも経営者の能力不足又は悪意の徴表ではないとして、経営者は必ずしも制裁を加えられないとする

ことで、人の命運と企業の命運を切り離そうとしたのである。

三　経営難の企業に関する法

10　現代的な法　一九八四年三月一日の法律と一九八五年一月二五日の法律という二つの法律は、一九六七年の法律の流れを汲むものではあったが、これらの法律によって、経営難の企業の救済を推進するための重要な変更がもたらされた。

11　予防　一九八四年の法律は、予防的な手続を促進し、かつ、その手続進行にビジネス法のアクター、とりわけ商事裁判所と会社の会計監査役を関与させることを目的とするものである。そのために、二つの方法が採用されている。第一に、企業が直面している経営難を、経営者及び出資者に認識させ、それに対応させるための警告手続（procédure d'alerte）。第二に、協議により、つまり同意により、企業が直面する経営難に対応する方法である。後者の方法は、一九八四年の法律が創設したものであり、これは同法がもたらした主な改革である。この方法は、和解的整理（règlement amiable）と称され、専門家の助力を得た債務者とその債権者との間の交渉を通じて実現される。両者間の交渉では、債務者が、その活動を継続しつつ直面する経営難を克服することを可能とするような、期限及び債務の減免を含む合意を、債権者と締結することが目指される。和解的整理手続には密行性があるという利点があり、それゆえ、企業の間で大きな成功を収めた。

12〔債権者や債務者の〕扱い　一九八五年の法律の中心的な関心事は、企業の救済と雇用の維持であった。この二つの目的によって、集団的手続に関する法は、広く再構築されることになった。同法は、経営難の企業に関する法へと変化し、これによってフランスは現代的な法を有することになった。新たな法文は、経営難の原因を理解し、その問題の規模を評価することを可能にするために、経済雇用現況調査（bilan économique et social）及び観察期間（période d'observation）を導入した。それにより、続いて、〔債務者のもとで〕事業を継続するか（事業継続計画（plan de continuation））、引受人（repreneur）に企業を譲渡するか（経営難の企業は売却できる）、あるいはそれができない場合に、裁判上の清算をするかという解決の選択が可能となる。手続における債権者の位置付けは小さくなり、それと相関して、企業を救済するため、債権者に大きな犠牲を強いることが必要となる。このような観点からすれば、一九八五年の法律は、債権者に重い負担を課すものであり、そのことは、債権者が置かれた状況にかかわらず、つまり優先債権者であろうと一般債権者であろうと、同じである。債務者に関しては、一九八五年の法律は、一九六七年の法律にはじまる人の命運と企業の命運とを切り離そうとする動きを継承している。一九八五年の法律は、債務者がその活動を継続するための強力な法的道具を与え（消極財産の凍結、契約の継続など）、債務者を必ずしも手続から排除しないようにするとともに、集団的手続に関する法が一般的に債務者に課していた一連の制裁を緩和するものである。

第三節　経営難の企業に関する法の現代的展開

13　めまぐるしい立法活動　二〇〇〇年代は、経営難の企業に関する法について非常に活発な立法活動が行われた時期として特徴づけられる。一〇年未満の間に約一〇もの法律・デクレ・オルドナンスを含む法（texte）が採

択されていることから、経営難の企業に関する法はこの時期に絶え間なく発展したように思われる。とはいえ、基礎となっているのは、二〇〇五年七月二六日の法律と同法の適用に関するデクレである。[2] これらは、繰り返し確認されてきた事実、すなわち、〔倒産〕手続の開始が常に遅きに失し、〔手続開始時には既に〕企業の経営難が大きいがゆえに、ほとんどすべての場合に裁判上の清算手続に追いやられているという事実に対処するために制定されたものである。フランス法よりも経済的効率性に優れたアメリカ法は、いわゆる第一一章手続（Chapter eleven）を有しているが、この手続は、債務者に自らその企業の再建（redressement）を行う機会を与えており、債務者にとって非常に有利なものであるため、債務者による手続利用が促進されているように思われた。そのため、第一一章手続が、二〇〇五年の法律のモデルとなった。

14　早期対処　二〇〇五年の法律が企業の経営難の予防と処理に関するルールを変更したのは、主に、企業主が経営難に直面する前に早期に対処することを促さなければならないとの考えによる。したがって、最も重要な裁判上の措置すなわち救済手続は、企業が支払停止（cessation des paiements）に陥る前でも利用可能であり、企業が支払停止に陥った後も四五日を経過する前であれば、密行性を有する調停という和解的手続（procédure amiable de conciliation confidentielle）の開始を申し立てることが可能とされた。立法者が現実に即した解決の実現を推進す〔べく複数の手続を提供してい〕るため、経営難の企業に関する法は道具箱のようになり、経営者は、その箱の中から、自らの状況に最もふさわしく、企業の再建を可能にする道具を見つけなければならない。二〇〇五年の法律と同じ目的のためになされたその後の改正は、企業の需要にますます的確に対応するために、新たな手続を創設した。このようにして、今日では、フランスの企業主は、状況に応じて、八種類の異なる手続[3]を利用することがで

きるようになった。

15　優遇措置　近年その頻度を増している改正によって、経営難の企業に関する法の構造は大きく刷新されるに至り、現在では、野心的な要請に応じる現代的な法となっている。経営難の企業に関する法の現代的テクニックは、早期対処を基礎においている。それは、経営難に直面した企業主ができる限り迅速に助けを求めて裁判所に申立てをすることを促すべきだという発想による。そのためには、企業主が早期に申立てをすることにメリットを見出す必要がある。だからこそ、立法者は、企業主が〔裁判上の更正手続や裁判上の清算手続ではなく〕調停や救済手続の開始を申し立てた場合に最も優遇されるというルールを定めた。それゆえ、改正を重ねるたびに、立法者は、和解的手続の密行性を強化し、倒産処理手続、とりわけ支払停止前にしか開始され得ない救済手続について、その負の影響を限定的なものに止めようと努めた。その結果、先を見越して早期に行動した債務者は企業の中で自らの権限を維持し、担保設定者は債権者の権利行使（poursuite）から保護され、企業譲渡の脅威は退けられ、企業主は制裁を受けない。これほどのメリットによって、企業主は、迅速に、すなわち経営難の兆候が少しでも現れた場合には即座に対応することを促されないはずはない。これに対応せず、裁判上の更生手続が開始されれば、経営者の扱いは〔和解的手続や救済手続に比して〕より悪くなり、裁判上の清算手続の場合には、その境遇はさらに悪化するのである。

第四節　フランスの現行制度の概要

各論的な検討に入る前に、鍵となる要素をいくつか確認しておこう。

16　適用範囲　債務者は、事業活動、すなわち、商業、手工業、農業若しくは自由業を営んでいる自然人又は私法上の法人である。

17　管轄裁判所　管轄裁判所は、債務者の活動内容が商業又は手工業である場合には商事裁判所、その他の債務者については大審裁判所である。

18　手続機関　手続を担うのは、司法管財人（mandataire judiciaire）又は司法管理人（administrateur judiciaire）であり、両者はいずれも専門職である。[4] 司法管理人は、債務者と並んで企業の経営に介入するのに対し、司法管財人は、債権者の利益を追求するために、債権者を代理し、債務者の積極財産を換価するのであり、裁判上の清算手続においては、清算人（liquidateur）となる。各手続において、裁判官（magistrat du tribunal）、すなわち、主任裁判官（juge-commissaire）は、手続の進行を監督し、固有の権限を有する。最も重要な決定は、合議体の裁判所によってなされる。

19　和解的手続　債務者と債務者に同意する債権者との間の交渉に基づいてなされる、合意による手続については、これに参加することが法的に強制されることはない。フランス法には二種類の和解的手続がある。第一に、特別委任（mandat ad hoc）がある。特別委任は、商法典L．六一一―三条の一箇条しか規定がなく、それゆえ最も簡単に実施できる手続であるが、債務者から提案された期限の猶予及び債務の減免を債権者が受け入れる場合において、債務者と債権者らとの間で交渉に基づく契約の効果を生じさせるにすぎない。第二に、調停手続がある。同

手続は、商法典L．六一一―四条以下に規定されており、その申立権者は債務者のみであり、〔特別委任に比して〕はるかに重要な効果を生じさせる。調停手続においても、特別委任の場合と同様、債権者と債務者との間の交渉に基づいて、債権者が債務者に期限の猶予や債務の減免を付与する。調停手続中に企業活動の継続を保障するために新規の融資をし、又は新たな財物もしくは役務を供給した（商法典L．六一一―一一条参照）債権者は、新規融資（new monnaie）の先取特権を有し、債務者についてのちに救済手続、裁判上の更生手続又は裁判上の清算手続が開始した場合には、〔他の債権者よりも〕優先的な地位に置かれる。このことは、債権者に調停手続に積極的に応じることを促すものである。また、担保設定者、とりわけ保証人は保護される。というのも、保証人は、調停の合意を援用することができるため、調停に合意した債権者の権利行使を阻むことができるからである。債務者はあらゆる権限を保持し、調停手続の密行性を享受する。

20　裁判上の手続　裁判上の手続には三つの主要な手続があり、この三つの手続はさらに細分化される。裁判所の果たすべき役割は予防的手続の場合に比して重要であり、重々しく複雑な手続であるため、その規律の適用は非常に技術的で特に難しくなっている。

21　救済手続　救済手続は、債務者しか申し立てることができない。救済手続には通常の救済手続に加えて、二種類の迅速救済手続がある。

〔一般的な〕迅速救済手続（sauvegarde accélérée）は、一部の債権者が、調停手続における調停合意の採択というプロセスを妨げている場合に、調停手続に続いて開始される。〔他の債権者の同意によって〕調停合意が成立

する見込みがある場合、債務者は、合意に反対する債権者に調停合意を強制するために、迅速救済手続の開始を申し立てることができる。この手続によって、救済計画が債権額の三分の二以上の多数決により可決されれば、合意に反対する債権者に救済計画を強制することが可能となる。この場合、迅速に、具体的には一か月以内に採択されるこの救済計画は、調停の中で交渉された合意に相当する。調停は準備段階の役割を果たすことになる。

融資に関する迅速救済手続（sauvegarde financière accélérée）は、消極財産が主として金融債務（借入金）である債務者にしか認められない。とりわけレバレッジド・バイアウト（Leveraged Buyout）の取引の場合である。その仕組みは迅速救済手続と同じであり、調停手続と救済手続を結びつけたものである。

22　裁判上の更生手続　次に、裁判上の更生手続は、債務者が自らその開始を申し立てることができるだけでなく、とりわけ債権者が申し立てることもできる。裁判上の更生手続は、驚くほど救済手続に似ているが、債務者は、経営難を見越して早期に対処する企業主のみに認められる救済手続上のメリットを受けることはできない。

23　裁判上の清算手続　最後に、フランス法には、裁判上の清算手続があり、これはかなり精緻なものとなっている。例えば、伝統的な裁判上の清算手続とならんで、簡易化された裁判上の清算手続があり、これにはその手続の適用が義務付けられている場合と任意に選択できる場合がある。簡易化された裁判上の清算手続の目的は、清算手続の進行を迅速化して手続が何年も続くのを回避することにある。[5] というのも、清算手続の長期化により、債務者が新たに活動を始めて新たな企業を立ち上げることが妨げられるからである。これらの簡易化された裁判上の清算手続を利用できるのは、不動産資産を有しておらず、かつ係属中の訴訟をかかえていない、小規模企業に限られ

ている。手続は最長でも一年間で終了させなければならない。以上の諸手続に加え、二〇一四年三月一二日のオルドナンスによって、事業者再生手続（procédure de rétablissement professionnel）が創設された。これは、手続費用の額が換価され得る積極財産の額を上回る積極財産不足事件（dossiers impécunieux）に適用される、過剰債務処理法から着想を得た手続であり、その手続は極限まで簡易化されている。

24　まとめ

〔経営難の〕予防ないし処理のための道具箱の中には必要な道具がそろっているように思われる。したがって、債務者は、専門的である経営難の企業に関する法についてしばしば助言者の助力を得ながら、自らの企業の救済を可能にするのに適した道具を適時に選択しなければならない。

（1）　フランスでは、日本とは異なり、経営難の企業に関する法が民事手続法に結び付けられることはなく、同法は、商事法（droit commercial）、より現代的な表現によればビジネス法（droit des affaires）に、結び付けられている。

（2）　二〇〇五年の救済手続に関する法律及びデクレが採択された後、二〇〇八年一二月一八日のオルドナンスにより救済法はより良いものとなり、二〇一〇年一二月九日のオルドナンスは、経営難の企業に関する法を、二〇一〇年六月一五日の法律に基づく有限責任個人企業家（EIRL）という新たな法的地位に適合させた。また、銀行規制及び金融規制に関する二〇一〇年一〇月二二日の法律は、融資に関する迅速救済手続を商法典L．六二八―一条以下に創設した。さらに、二〇一四年三月一二日のオルドナンスは、商法典第六編を実質的に修正した。これに加え、最近になって、商法典第六編は、経済的成長、経済活動及び経済的機会の平等のための二〇一五年八月六日の法律によってさらなる修正を受けた。もっとも、同法律による修正は極めて軽微なものにとどまっている。

（3）　特別委任（mandat ad hoc）、調停（conciliation）、救済（sauvegarde）、迅速救済（sauvegarde accélérée）、融資に関する迅速救済（sauvegarde financière accélérée）、裁判上の更生（redressement judiciaire）、裁判上の清算（liquidation judiciaire）、事業者再生（rétablissement professionnel）の八つの手続である。

（4）　日本には見られないようであるが、独立の専門職（profession autonome）があり、固有のルールによって規定され、特別の規制を受けている。

【訳者注】司法管理人（administrateur judiciaire）と司法管財人（mandataire judiciaire）は、いずれも司法補助職（auxiliaires de justice）であり、両者を併せて、司法上の代理人（mandataire de justice）と呼ぶ。司法管理人は、裁判所の決定により、他人の財を管理し、また、他人の財の管理について補助又は監督を行うことを職務とする（商法典L．八一一―一条一項）のに対し、司法管財人は、裁判所の決定により、債権者を代理し、企業の清算を行うことを職務とする（商法典L．八一二―一条一項）。本稿では、以上の職務内容を考慮して、administrateur judiciaire に司法管理人、mandataire judiciaire に司法管財人という訳語を当てた。

（5）　裁判上の清算手続が何年も続いていた事案において、フランスは、ヨーロッパ人権裁判所から複数回にわたって非難されている。

＊本翻訳は、平成二七年度科学研究費基盤研究(C)「人的担保の附従性に関する基礎的研究」（課題番号二六三八〇一一六、研究代表者：齋藤由起）による研究成果の一部である。